新全国犯罪被害者の会創立大会決議

第1決議 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債 権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を 求める。

[理由]犯罪被害者等は、損害賠償請求によって被害を回復されるべき立場にありながら、訴訟を起こして賠償を命じる判決を得ても、収監され、財産を持たない加害者からは支払われず、犯罪による被害は全く回復されていない。また、このように実現可能性が乏しいことや、加害者のことを怖れるなどの理由から泣き寝入りを強いられる現状にある。国による被害回復の実現を確保する制度が必要である。

第2決議 損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、 損害賠償請求権を国が買い取る制度の創設を求め る。

> [理由] 加害者が自殺したり、特定できないなど、 損害賠償請求訴訟すら起こせない犯罪被害者等 も少なくない。こうした被害者等を救済する必 要がある。

第3決議 犯罪被害者等の病院での治療、入通院交通 費、介護、介護用品、義手義足、自宅改造などを、 国が現物給付する制度の創設を求める。

> [理由] 犯罪被害者等は、犯罪被害によってたちまち直面する困難により、平穏な生活を取り戻すどころではなく、最低限の生活も困難になる。 犯罪被害者等が最低限の人間らしい生活を確保するために現に必要なものについて、犯罪被害者等に金銭的負担をさせず、国が直接負担する制度が必要である。

第4決議 犯罪被害者等に対し、被害の内容、治療情報等を入力した犯罪被害者カードを発行し、犯罪被害者等は、そのカードの提示により、すべての支援が受けられる制度の創設を求める。

[理由] 犯罪被害者等は、精神的・身体的に極限まで辛い状態に置かれている。しかし、各種手続を行うため、思い出すこと自体が耐え難い被害の状況を何度も繰り返し説明させられる。せめて、その負担を軽減する制度が必要である。また、第3決議の現物支給制度の運用のためにも、犯罪被害者カードの発行は必要不可欠である。

第5決議 仮釈放された加害者に保護観察官や保護司 がつくのと同じく、犯罪被害者等に寄り添ってく れる人的組織の創設を求める。

[理由] 犯罪被害者等が直面する問題は、多方面で、しかも長期にわたる。精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者等にとって、たらい回しにされず1箇所で、いつまでも寄り添うように相談にのってくれる組織が必要である。

第6決議 犯罪被害者庁の設立を求める。

[理由] 第1ないし第5決議で求めた制度を実効的に実施する役割を担うためには、犯罪被害者等に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。

第7決議 当面年間200億円規模の予算を確保するよう求める。その財源について、罰金を利用することの検討も求める。

[理由]第1ないし第6決議で求めた施策を実質を伴って実施するには、相当の予算確保が不可欠である。対象者の大多数が加害者に当たる刑務所での収容や保護観察に国が負担する費用は2600億円を超える。加害者との比較においても、また、我が国よりも小さい経済規模でありながら犯罪被害者等に対して数百億円の財政支出を行っている諸外国との比較においても、せめて200億円程度の予算確保を求める。

以上のとおり決議する。

令和4年3月26日

新全国犯罪被害者の会(新あすの会)